生活福祉調整課

港区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税均等割が非課税である世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

1 概要

- (1)給付額
 - 1世帯当たり100,000円
- (2) 給付対象
 - ア 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均 等割が非課税である世帯(生活保護受給世帯を含む。)
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と 同様の事情にあると認められる世帯
- (3) 対象世帯数(想定)

約40,000世帯

・住民税非課税世帯等:約30,000世帯

(住民税非課税世帯:28,000世帯、生活保護受給世帯:2,000世帯)

- ·家計急変世帯:約10,000世帯
- (4)費用見込額

4, 211, 000千円

事業費(給付金)4,000,000千円、事務費211,000千円

(5) 財源

事業費、事務費とも国庫補助の対象(補助率10/10)

2 給付方法

原則、申請者の指定する口座に振り込みます。

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年12月中 区ホームページにて周知

12月27日 令和3年第1回港区議会臨時会(補正予算)

令和4年 1月 下旬 住民税非課税世帯等へ申請書送付及び振込開始

2月 下旬 家計急変世帯の申請受付開始

4月 下旬 住民税非課税世帯等の申請終了

9月30日 家計急変世帯の申請終了